

1. 件名：「日本原燃(株)濃縮施設の設工認に関する面談」
2. 日時：令和5年11月14日(火) 16時10分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、大橋上席安全審査官、小野安全審査官、横山原子力規制専門員
日本原燃株式会社
濃縮事業部 濃縮保全部 施設計画課長 他3名
5. 要旨
 - (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、今後予定している設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請に関して、申請書の記載等の方法について相談があった。
 - (2) 原子力規制庁からは以下の点を伝えた。
 - ・設工認申請書においては、内容に変更のある範囲について記載するものがあり、その範囲において記載の適正化を図る基本設計方針の内容を変更前の欄に記載すること及びその他の範囲も含めて補足説明資料で全体的な適正化の検討結果を示すことについては特段問題ない。
 - ・基本設計方針の記載の適正化を行うに当たっては、MOX施設の新規制基準適合に係る設工認申請での対応と整合を図るようにし、基本設計方針のうち共通項目とそれに紐付く個別項目の整理を進めるとともに、濃縮施設の特徴も踏まえて整理すること。
 - (3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。
6. その他
提出資料
「設工認の基本設計方針に関する記載構成について」